

1. クラブ理事会

[理事会会合]

- 1-101 理事会会合は原則として毎月第2週に開催する。
- 1-102 理事会会合に理事会メンバーの代理出席は認めない。
- 1-103 当該期の会長は随時次の会合を召集することができる。
 - (1) 理事会メンバー・常任、特別委員会委員長合同会議
 - (2) 理事会メンバー・常任委員会委員長合同会議
 - (3) 理事会メンバー・特別委員会委員長合同会議
- 1-104 次期会長は次期クラブ役員決定後その就任まで下記の会合を召集することができる。
 - (1) 次期理事会メンバー会合
 - (2) 次期理事会メンバー・常任・特別委員会委員長合同会議

[責務及び権限]

- 1-201 理事会はクラブ全般、資金並びに資産を管理運営する責務を持ち、その権限をクラブから委譲されている。従って、外部または委員会から提出された議題について検討しクラブ例会に提出するかどうかを審議採択する権限を有する。
- 1-202 理事会は提出議案を内容の変更をきたさない範囲で文章表現を変更する権限を有する。
- 1-203 理事会はトレジャラーよりクラブ会費及び賦課金等が納入期限を、60日過ぎても未納の会員の報告を受け、書面にて納入を勧告する。
- 1-204 理事会は出席委員会より出席率が3ヶ月継続して50%以下の会員の報告を受け、書面にて出席を勧告する。
- 1-205 理事会はクラブ事務局及びトランクルームの管理責任を持つ。
(トランクルームの鍵は会長とセクレタリーが持つ)
- 1-206 理事会はクラブ例会でその解約が議決されるまでトランクルームの契約の更新手続きをおこなう。
- 1-207 理事会は連盟及びリジョン頒布品申し込み、管理、販売の責任を持ち、トレジャラーが担当する。
- 1-208 理事会はデレゲート欠席の場合、デレゲート代理を任命する。

[記録]

- 1-301 理事会の記録に録音装置を使用してもよい。

[議事録]

- 1-401 セクレタリーは議事録を速やかに作成し、会長の承認を受けなくてはならない。
- 1-402 理事会議事録は次回理事会にて理事会メンバーに配付し、1週間以内に異議申し立てのない場合承認とする。
- 1-403 セクレタリーは議事録に関して下記の権限を有する。
 - (1) 議事事項について、その内容に変更を来たさない範囲で文章表現を変更する。
 - (2) 議事事項に記号法を用いる。
 - (3) 理事会で配付、または説明された資料を添付資料として議事録に添付する。
- 1-404 理事会議事録は理事会メンバーのみが利用することができる。
理事会メンバーでないクラブ会員は理事会の許可なく閲覧することはできない。

[クラブカレンダー]

- 1-501 副会長は連盟、リジョン等ソロプチミスト関係年間行事と常任及び特別委員会の年間活動予定(案)を基としてクラブの年間カレンダーを作成し9月又は10月理事会に提出し例会の承認を得て、会員に配付する。
- 1-502 副会長はクラブ年間カレンダーの実行を促し、また追加・変更を例会で報告する。

2. 会 長

- 2-101 会長は兵庫腎疾患対策協会の会計監査を担当する。

3. ク ラ ブ 例 会

[例会会合]

- 3-101 クラブ例会場はホテル竹園芦屋とする。
クラブ例会日、開催時刻、開催場所の変更は年度初めの年間プログラム日程作成時に決定し会員に告知し、セクレタリーはリジョン事務局にも届け出なくてはならない。
- 3-102 クラブ例会欠席の場合はクラブ細則第7条第2項③に基づき、メーキャップをして出席を補填するよう努める。
クラブにおける出席率は例会月を基準に前後各1カ月のメーキャップを認める。

- 3-103 リジョン理事会メンバー、委員会メンバーはクラブ例会日と下記の会合がかさなった場合はメーキャップと認める。
★ リジョン役員会・リジョン理事会・職責として出席義務のある会合
- 3-104 クラブ例会欠席の場合は例会日 2 日前までに出席委員長に届け出なくてはならない。
- 3-105 メーキャップを行う場合は、所定の用紙にてセクレタリーに報告し、併せて出席委員長にも報告しなくてはならない。
- 3-106 クラブ例会における外部及びソロプチミスト関係来賓の席順はソロプチミストの慣例（クラブ事務局保管のプロトコール）に従う。
- 3-107 プログラム例会
（1）公開講演会等特別のプログラムをくむ場合に開催する。
緊急の場合を除き議事を取り扱ってはならない。
（2）講師は来賓席に着席する。
- 3-108 非常事態または緊急を要する場合、郵便投票や FAX 及びメールにて表決することができる。

[記録]

- 3-201 クラブ例会の記録には録音装置を使用してもよい。

[議事録]

- 3-301 セクレタリーは例会議事録を速やかに作成し、会長の承認を受ける。
- 3-302 例会議事録は次回例会において会員に配付し、1 週間以内に異議申立てのない場合承認とする。
- 3-303 セクレタリーは議事録に関して下記の権限を有する。
（1）議事事項について、その内容に変更を来たさない範囲で文章表現を変更する。
（2）議事事項に記号法を用いる。
（3）例会で配付または説明された資料を添付資料として議事録に添付する。
- 3-304 例会議事録はクラブ会員のみが利用する事ができる。クラブ会員以外に配付、閲覧する場合は会長の了承を得なくてはならない。

4. 常 任 委 員 会

[活 動]

- 4-101 委員会は継続プログラム以外のプログラム実施については、その計画書、予算書を理事会に提出し例会において承認を得なくてはならない。

[報告届出事項]

- 4-201 委員長は委員会開催に当たって、会長の予定を考慮し、その日時、場所、議題をあらかじめ委員に通知し出席を要請しなくてはならない。
- 4-202 委員長は委員会終了後、提案並びに報告事項を所定用紙を用い、理事会会合の3日前までにセクレタリーを通じ、理事会に提出しなくてはならない。
- 4-203 委員会が活動報告を例会、リジョン、他クラブ及び一般外部へ発表または印刷物として出状するときには会長の承認を得なくてはならない。
- 4-204 委員会に委員会メンバー以外のクラブ会員の出席を要請するときは委員長の承認を、又クラブ会員以外の出席を要請する場合は会長の承認を得なくてはならない。
- 4-205 委員長は年次会合（7月）までに年間活動報告及び会計報告をセクレタリーに提出し、年間の記録を整え年度末までに次年度委員長に引継ぎをしなくてはならない。
- 4-206 常任委員会にリジョンより要請された報告書、アンケート等は委員長が作成しセクレタリーより送付する。
委員長は作成した書類のコピーを委員会に保管し、原本は期日1週間前までにセクレタリーに提出しなくてはならない。

[財 務]

- 4-301 委員会費用は委員会の運営と活動に必要な全ての費用である。
予算計上し承認を受け報告をしなくてはならない。
- 4-302 委員会費用は、承認予算内であっても使途内容を変更する場合は理事会の承認を得なくてはならない。

5. 奉仕プログラム活動分野

[奉仕プログラム委員会]

- 5-101 奉仕プログラム委員会は、各活動に担当委員を置く。
- 5-102 連盟プロジェクト『夢を拓く』プロジェクトを担当する。
- 5-103 クラブの奉仕プログラム委員会継続活動（P10の10-101）を担当する。
- 5-104 年度初めに継続活動以外の活動を提案し、承認された下記奉仕プログラム委員会活動を担当する。
 - （1）『チャンス・フォー・ガールズ』（CFG）活動を推進する。
（2014年度～）
 - （2）釜ヶ崎『ステップハウスとも』を支援する。（2018年度～）

(3) NPO法人『ひょうごセルフヘルプ支援センター』の会員となり
年会費を納める。(2018年度～)

(4) NPO法人「阪神淡路大震災 1.17 希望の灯り」の賛助会員とな
り年会費を納める。(2020年～)

5-105 国際親善と理解活動を担当する。

(1) フレンドシップリンクのクラブとの親善をはかり、その窓口とな
って手紙やグリーティングカードの交換を行う。

(2) フレンドシップリンク締結クラブは下記の通りとする。

S I レホヴォット (イスラエル)	1985.5
S I マインツ (ドイツ)	1985.5
S I キラニー (アイルランド)	1988.4
S I ルセナ (フィリピン)	1988.6
S I 台南 (台湾)	2001.12
S I シンガポールガーデンシティ (シンガポール)	2013.12
S I 石巻サン・ファン (日本)	2014.4
S I 沖縄 (日本)	2022.1

5-106 スポンサーシップを担当する。

(1) 芦屋学園高等学校Sクラブを支援し交流を図る。

(2) 支援金は年間8万円とし、原則として毎年Sクラブユース・フォー
ラム開催時に贈呈する。

(3) Sクラブを対象としたSクラブユース・フォーラムを担
当し、ソロプチミストユース・フォーラムも担当する。

(4) ベンチャークラブ、シグマクラブ関連の書類を保管する。

[アワード委員会]

5-201 奉仕プログラム委員長または代表する委員は職責として委員となる。

5-202 アメリカ連盟および日本中央リジョンの表彰プログラム(リジョナルプ
ロジェクト)の理解推進と推薦事業を担当し、申請後はクラブ内表彰
を実施。

5-203 委員会は推薦該当者の資料を理事会に提出し承認を得なければなら
ない。

5-204 委員会は各アワードへのクラブからの推薦者にクラブ賞を贈呈する準
備をする。

6. テクニカル機能分野

[財務委員会]

- 6-101 トレジャラーは職責として委員となる。
- 6-102 委員長は3ヶ月毎に予算実行状況を報告し、3月にトレジャラーが作成した中間収支報告書に基づき例会で予算実行状況を報告する。
- 6-103 日本中央リジョンの各プログラム及び 公益財団法人ソロプチミスト日本財団への寄付金は一般会計より奉仕特別へ繰り入れた後支出する。
- 6-104 クラブの財務に関する規定の変更は財務委員会より理事会に提案し、例会で承認を得なくてはならない。
- 6-105 委員会はアメリカ連盟への寄付を理解し、クラブ会員に提案促進する。
- 6-106 委員会はニコニコ箱募金の集計を担当し、例会後トレジャラーに全額渡し、ニコニコ箱報告をセクレタリーに提出する。
また、年度末に年間収益を会員に報告する。

[規約決議・SOLT 委員会]

- 6-201 セクレタリーは職責として委員となる。
- 6-202 委員会は毎年クラブ細則を検討し、改正を要する箇所があれば、その改正案を準備する。また理事会からの改正案をクラブに提出するために作成しなければならない。
- 6-203 委員会はクラブ細則を常に最新のものにし会員に配付し、改正した場合はリジョン規約決議委員会に提出しなくてはならない。
- 6-204 委員会は新会員教育を入会後45日以内に実施し、新会員は必ずこの教育を受けなくてはならない。
- 6-205 委員会は会員教育プログラムを企画し、例会時に SOLT ミニ教育を行う事ができる。
- 6-206 委員会は指導者養成プログラムを行う事ができる。

[メンバーシップ委員会]

- 6-301 委員会は推薦された新会員候補者が、下記の条件も含め会員の資格要件を充たしているかを審査する。
 - ・ソロプチミスト資格要件
 - ・年齢は原則として70歳までとする。(2020.2 例会)
 - ・第1推薦者はクラブ在籍3年以上でなくてはならない。
 - ・第1推薦者が在籍3年に満たない場合は、第1推薦者の入会時の第1推薦者（退会の場合は第2推薦者）が第2推薦者となり責任を持つ。
- 6-302 委員会は地域における新クラブの拡張に努める。

[広報委員会]

- 6-401 委員会はクラブの活動が報道機関に取り上げられ、ソロプチミストの活動の広報になるよう努める。
- 6-402 委員会はクラブの活動を写真、刊行物などで正確に記録し保管する。
- 6-403 委員会は年度初めに前年度の活動を入れて新たな「クラブ要覧」（ファクトシート）を作成する。
- 6-404 委員会はホームページ担当委員を決め管理、更新の業務を担当する。
- 6-405 ホームページの更新内容は理事会及び担当委員会の承認を得て例会で報告する。
- 6-406 委員会はクラブの保有するプロジェクターを管理し運用する。

[出席委員会]

- 6-501 コレスポンディングセクレタリーは職責として委員となる。
- 6-502 委員会はクラブ例会の欠席者の連絡を受け、会場の担当者と連絡を取り例会場の設営、食事の手配など例会が滞りなく開催されるよう準備する。
- 6-503 委員会は毎月例会会合の配付資料を配付する。
- 6-504 委員長は毎月例会会合において出欠をとり、正確な出席率を報告する。
- 6-505 委員会は毎月会員の例会出欠席、メーキャップを正確に記録し、会員それぞれの例会出席率を出しておかなくてはならない。
会員の例会出席率とは当該月を含め過去1年間の例会の回数を100%として計算する。
- 6-506 例会の会員出席記録は委員会と事務局が保管する。
- 6-507 委員会は懇親会を立案し、理事会に提出し、準備をする。
- 6-508 委員会は会員のバースデYPREゼントと、年次会合には皆出席者の記念品を用意する。
- 6-509 委員会は会員が喜寿・米寿及び卒寿を迎える年の新年会にお祝い品の準備をし、費用は交際費から拠出する。
- 6-510 例会の遅刻の基準は点呼終了後とし、早退は議事が終了する前の退出とする。但し、事前に通知された終了時間後の退出を除く。

7. ソロプチミスト日本財団委員会

- 7-101 委員会は公益財団法人ソロプチミスト日本財団の理解促進を図り事業への応募を担当する。
- 7-102 委員会は応募候補者の資料を理事会に提出して承認を得る。
- 7-103 委員会は応募した候補者にクラブ賞を贈呈する準備をする。

8. 特 別 委 員 会

[国際ソロプチミスト神戸東奉仕事業基金特別委員会]

- 8-101 この基金は国際ソロプチミスト神戸東の認証 10 周年の記念事業として設立。
- 8-102 この基金はソロプチミスト精神に基づき、奉仕事業推進を目的とする。
- 8-103 委員会の構成
- (1) この基金特別委員会の構成は、10 名とその期の会長をもって構成する。
 - (2) 委員には直前会長が新任し、1 名が退任する。
- 8-104 この基金の事業計画及びこれに伴う収支予算は、当委員会が作成し理事会を経て例会にて承認を得なければならない。
- 8-105 この基金の事業報告及び収支決算は、当委員会が作成し、財産目録と共に理事会を経て例会にて承認を得なければならない。
- 8-106 資産
- (1) この基金の資産は、基本財産と運用財産とする。
 - (2) この基金の資産は、当委員会が責任をもってその管理にあたる。
 - (3) この基金は、例会において出席会員の 2/3 の賛成により取り崩すことができる。
- 8-107 委員会はこの基金を財源とした下記要綱顕彰事業「国際ソロプチミスト神戸東クローバー賞」を担当する (2005.9)

『国際ソロプチミスト神戸東クローバー賞』要 綱

1. 目 的 福祉、文化、環境、教育の分野で社会に貢献している、或いは貢献するために努力している個人または団体を選出して表彰する。
 2. 名 称 福祉、文化、環境、教育をそれぞれ一葉にして四つ葉のクローバーにたとえて『国際ソロプチミスト神戸東クローバー賞』とする。
 3. 対 象 兵庫県在住か団体の所在地、活動の対象が兵庫県の個人か団体。複数の受賞も可 (2008.9)
 4. 資 金 奉仕事業基金基本財産を資金とする。
 5. 表彰金 原則として年間 30 万円とする。
 6. 推薦書 推薦者(会員)が作成し奉仕事業基金特別委員会へ提出する。但し被推薦者の承諾の必要はない。
- 様式 A4紙 1枚 添付資料可。
- 内容 推薦文、本人(団体)の住所、年齢、活動経歴等

7. 締 切 毎年3月10日を締切とする。
8. 審 査 会員より推薦された候補者を奉仕事業基金特別委員会に於いて審査し、理事会を経て例会で承認を得なくてはならない。
9. 表 彰 原則として6月又は7月に表彰する。

- 8-108 この基金による奉仕活動を継続して行う場合は、毎年度末に奉仕先の事業報告を受け、当委員会にて審議する。
尚、その活動内容が当初の目的にそぐわない場合は、理事会を経て例会で承認を得て打ち切りとする。

9. 指 名 委 員 会

- 9-101 クラブ内で指名委員会が配付するものを除き、候補者または被指名者に関する情報や資料は機密とする。

10. 継続プログラム

- 10-101 奉仕プログラム委員会継続活動（2018.9承認）
- （1）ソロプチミスト国際会長アピール（12月10日）に寄付をする。
 - （2）『兵庫腎疾患対策協会』を支援し、会員となり年会費を納める。
会長は当該協会の会計監査役となり、担当委員の1名は当該協会の幹事を務める。
当該協会のウェブサイトバナー広告に協力する。
 - （3）特別養護老人ホーム『甲寿園』を毎年訪問支援する。
 - （4）NPO法人『スペシャルオリンピックス日本・兵庫』を支援し寄付をする。
 - （5）NPO法人『ミャンマーファミリー・クリニックと菜園の会』を支援し寄付をする。
 - （6）NPO法人『性暴力被害者支援センター・ひょうご』を支援し会員となり年会費を納める。
 - （7）NPO法人 女性と子供支援センター『ウイメンズネット・こうべ』の会員となり年会費を納める。
- 10-102 奉仕プログラム委員会継続活動は5年毎に見直す。（2018.9）
- 10-103 ファウンダーガバナーデー（10月6日）を記念して公益財団法人『ソロプチミスト日本財団』に寄付をする。
- 10-104 顕彰事業『国際ソロプチミスト神戸東クロバー賞』を毎年実施する。

11. クラブ手続

- 11-101 クラブ手続はクラブ細則等上位の規約に定められていないクラブ例会または理事会で議決されたクラブ独自の継続的政策を記録する。
- 11-102 クラブ手続（案）の作成は、会長、セクレタリー、規約決議・SOLT委員会が担当し財務手続に関しては財務委員長も加わる。
- 11-103 クラブ手続（案）は、通常例会で、出席した投票有権者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。
- 11-104 このクラブ手続は 2022 年 3 月例会にて承認された。

財 務 手 続

[一般会計]

<収入の部>

I. 会費収入

1. 年会費

- ・振込料は各自負担とし、振込控をもって領収書とする。
- ・新会員の年会費の納入は下記のとおりとする。
 - a) 前期入会者（9月1日～2月末日）は入会時に前期分、後期に後期分を納入
 - b) 後期入会者（3月1日～8月末日）は入会時に後期分を納入

2. 臨時会費

- ・ビジター料実費

3. 再入会員入会費 (2022.3)

- ・元クラブ会員一入会金 30,000 円
- ・他クラブ会員一入会金 50,000 円

4. 移籍会員の入会費

- ・入会金 50,000 円 (2022.3)

5. 優遇措置を受ける会員

- ・年会費 75,000 円 (通常年会費 150,000 円の半額)
- *但し、年度ごとに理事会で見直す。 (2013. 8)

II. 雑収入

1. その他

ニコニコ箱、ペナルティは<雑収入 その他>へ繰入れる。

財務委員会が集計・管理する。

会員は下記に該当する場合は、その額をニコニコ箱へ納入する。

*但し、80 歳以上会員及び休会届けを提出している会員は免除される。
(2013.3)

<ニコニコ箱>任意で自らニコニコ箱へ

- ・例会遅刻・早退（特例を除く）
- ・会員ピン・ネームプレートの不携帯
- ・嬉しい事、感謝する事などニコニコする出来事があった場合
- ・その他

<ペナルティ>財務委員会が徴収

- ・例会無断欠席 3,000 円
- ・リジョン大会欠席（登録後に欠席の場合） 2,000 円
- ・分科会欠席（登録後に欠席の場合） 2,000 円
- ・リジョン研修会欠席（登録後に欠席の場合） 2,000 円
- ・その他

<支出の部>

Ⅲ. 登録料

下記登録料は全額クラブ負担とする。

- ・連盟大会義務的登録料
- ・リジョン大会 A・B 登録料
- ・分科会登録料
- ・リジョン研修会など

Ⅳ. 運営費

1. 例会費

- ・例会開催に要する費用（会場費等）
- ・年次会合にて会長への花束贈呈費

2. 会議費

- ・理事会に要する費用は原則として 1 回 20,000 円を限度とする。
- ・理事会委員会委員長合同会議に要する費用を拠出する。

3. 事務費

- ・コピー機維持費（パフォーマンス料等）
- ・クラブ運営に係る事務用品費用

4. 交際費

(1) 会員関係

慶

- | | | |
|----------|-----|------------|
| ・会員の公的表彰 | 御祝金 | 30,000 円 |
| ・会員の結婚 | 御祝金 | 30,000 円 |
| ・会員の出産 | 御祝金 | 10,000 円 |
| ・会員の喜寿 | 御祝品 | 5,000 円程度 |
| ・会員の米寿 | 御祝品 | 10,000 円程度 |
| ・会員の卒寿 | 御祝品 | 10,000 円程度 |

弔

- | | |
|---------------|-----------|
| ・会員死亡 | 弔電・供花 1 対 |
| ・会員の配偶者及びその両親 | 弔電と供花 1 基 |
| ・会員の親族（1 親等） | 弔電と供花 1 基 |
- ・弔電は適宜考慮する。

(2) ソロプチミスト関係

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・SI 神戸、SI 六甲、SI 芦屋の記念式典 | 理事会で適宜考慮 |
| ・新クラブ認証式（中央リジョン内）御祝 | 理事会で適宜考慮 |

※欠席の場合は御祝金 5,000 円を贈る。

- | | |
|----------------|----------|
| ・その他の記念式典 | 理事会で適宜考慮 |
| (3) 非ソロプチミスト関係 | 理事会で適宜考慮 |

5. 賃借料

- ・トランクルーム賃借料
- ・コピー機リース代

6. 事務局費 (2022.3)

- (1) セクレタリーに、就任時に 20,000 円を支給する。
- (2) コレスポンディングセクレタリーに、就任時に 10,000 円を支給する。
- (3) トレジャラー（アシスタントトレジャラーを含む）に就任時、年間事務費として 10,000 円を支給する。
- (4) 事務局運営にかかる費用は実費クラブ負担とする。

7. 委員会費用 (2022.3)

- (1) 常任委員会は活動計画に基づき委員会費用を予算計上する。
委員会費用には委員会開催費および雑費に充てるための経費も含める。
- (2) 特別委員会には委員会費用として年間下記の通り一般会計より支給する。
奉仕事業基金特別委員会 10,000 円
- (3) 指名委員会には委員会費用として年間 10,000 円を委員会任命と同時に支給する。
- (4) 各委員会に必要な予算内の経費は、委員長より委員会名を明記して所定の用紙にて、トレジャラーに前後 1 ヶ月以内に領収書又は請求書を添付して請求するか、トレジャラーに支払いを依頼すること。予算計上されていない支払いについては、理事会の承認を得なければならない。
- (5) 特別委員会は委員長より要請があれば理事会で審議し承認されれば別途活動費が支給されるが 100,000 円以上の場合は例会での承認を必要とする。
- (6) プログラム例会に招いた講師の謝礼、お車代ならびに昼食代は担当委員会活動費とする。但し講師の謝礼は 30,000 円以内とする。
尚、特別な場合は適宜考慮する。

8. 代表者費用 下記費用をクラブ負担とする。 (2022.3)

- (1) 国際大会(4 年毎)
 - ・適宜考慮する
- (2) 連盟大会(2 年毎)
 - ・出席者登録料(但し 100,000 円を限度とする)
 - ・出席者全員に公平に分配する。
- (3) リジョン大会 デレゲート費用

- ・デレゲート費用は1名につき10,000円とする。(3名分)

9. その他の代表者費用 下記費用をクラブ負担とする。(2022.3)

(1) 会長費用

- ・前項9.(2) 及び (3)の何れの項目にも該当しない会合への出席費用として年間30,000円を支給する。
- ・会長の名刺費用

(2) その他

- ・裏千家初釜出席費用(会長に限る)
- ・下記登録料 会長含め3名分(会長欠席の場合は2名分のみ)
 - 認証式 (日本中央リジョン内のクラブに限る)
 - 記念式典(日本中央リジョン内のクラブでリジョンが認めている周年などの式典に限る)
 - フレンドシップリンク締結クラブの記念式典
 - 公益財団法人ソロプチミスト日本財団年次大会
 - ソロプチミストリジョンユース・フォーラム
- ・その他クラブを代表して出席する会合費用
 - 理事会で適宜考慮(2011.4)

10. 新会員費用

- ・新会員の次の配付品はクラブ負担とする。
 - リジョン提供品 (リジョンからクラブ事務局に無償配付)
 - 1. LAWS 2. リジョン細則・リジョン手続
 - 3. ソロプチミスト手帳
 - クラブ提供品
 - 4. SOLTBOOK
 - 5. クラブ細則
 - 6. クラブ手続
 - 7. 会員ピン
 - 8. 会員名簿 2～3部
 - 9. 名札
 - 10. 名刺

11. 優遇措置を受ける会員について

- ①長期に亘り例会出席が困難な状況にあると理事会が認める事
 - ※但し、臨時出席を阻むものではない。
- ②本人及び家族との話し合いの中で「優遇措置」の説明をする事
- ③在籍年数が原則として20年以上であること
 - *但し、上記については年度ごとに理事会で見直す

12. 休会会員について

休会は原則として書面をもって届け出ることとし、休会期間は最長 6 ヶ月間とする。それを越える場合は休会届けを更新しなければならない。

13. 奉仕特別会計資金繰入

下記の寄付金は一般会計より奉仕特別会計へ移行して、奉仕特別会計より支払う

- ・国際プロジェクト関係
- ・連盟プロジェクト関係
- ・リジョンプロジェクト関係
- ・国際ソロプチミストアメリカ連盟関係
- ・公益財団法人ソロプチミスト日本財団関係

[奉仕特別会計]

<収入の部>

I. 賦課金（特別歳入事業のチケット負担金も含む）

- (1) 会員は年間事業計画及び予算によって例会で決定された賦課金を納入する義務がある。
- (2) 振込料は自己負担とする。
- (3) 休会者も上記同様とする。
- (4) 優遇措置を受ける会員は免除する。(2013. 10.17)
- (5) 金額と納期は事業計画案によってクラブで決定する

<支出の部>

II. 奉仕寄附金

国際ソロプチミスト神戸東クローバー賞 (2005 年 10 月～)

表彰金は 別枠「国際ソロプチミスト神戸東奉仕事業基金口座」より本会計奉仕特別会計に繰り入れてから支出する。

III. 奉仕事業費

下記の事業に推薦した場合は、クラブ表彰として下記の表彰金を贈呈する。

但し、ソロプチミスト日本財団女性研究者賞、ソロプチミスト日本財団ドリーム賞、千嘉代子賞に関してはその都度委員会で検討する。

- (1) 国際ソロプチミストアメリカ連盟プロジェクト
 - ・夢を生きる：女性のための教育・訓練賞 100,000 円
- (2) 日本中央リジョン リジョナルプロジェクト
 - ・大学院女子学生奨学金 50,000 円
 - ・大学女子学生・専門学校女子学生支援金 50,000 円
- (3) 公益財団法人ソロプチミスト日本財団表彰プログラム
 - ・ソロプチミスト日本財団女性研究者賞 50,000 円

・ソロプチミスト日本財団ドリーム賞	50,000 円
・千嘉代子賞	50,000 円
・社会ボランティア賞	50,000 円
・学生ボランティア賞	30,000 円
・ソロプチミスト日本財団活動資金援助	50,000 円
・ソロプチミスト日本財団災害復興援助	50,000 円

(2022 年 3 月例会承認)